○関東地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

路線名	供用開始の区間
四号	那須塩原市鍋掛字鍋掛原一〇八七番二五から同市鍋掛字鍋掛原一〇八七番一一〇七まで

関東地方整備局　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

路線名	供用開始の区間
十七号	前橋市上泉町二〇一七番二地先から同市上泉町二〇一五番地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大月市富浜町宮谷字藤沢九九番一から同市富浜町宮谷字藤沢九番一地先まで	前	九・〇五～一六・〇六メートル	〇・二三キロメートル
	後	一〇・三七～二六・〇五メートル	〇・二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
二十号	大月市富浜町宮谷字藤沢九番二から同市富浜町宮谷字藤沢九番一地先まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
十六号	横浜市磯子区杉田五丁目五七番一から同市磯子区杉田五丁目五一三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
十七号	前橋市五代町字砂留一二七七番四地先から同市五代町字山街道九一九番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・一〇～一〇・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
十七号	太田市粕川町六一四番一から同市粕川町七四七番二

関東地方整備局　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十七号小山・栃木都市計画、宇都宮都市計画及び西方都市計画下水道事業巴波川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用及び使用の部分　変更なし